



# 水土里ネット めいわ



写真：第15回 通常総代会（明和町担い手センター）

## 食と環境を守る 水土里ネット・めいわ

理事長あいさつ .....	2	利水調整規程の制定・配水計画について .....	4
第15回通常総代会 .....	2	こんな時は必ず届出を .....	4
令和2年度一般会計予算 .....	3	明和土地改良区事務局の体制 .....	4
令和2年度賦課金 .....	3		

### 明和土地改良区

〒515-0302 三重県多気郡明和町大字大淀595番地  
 TEL 0596-55-8001 FAX 0596-55-8007  
 メールアドレス md-meewa@ma.mctv.ne.jp  
 ホームページ <http://www.ma.mctv.ne.jp/~md-meewa/index.htm>

# 理事長あいさつ

理事長 南野光輝

平素は、明和土地改良区の運営を始め、各般に渡り格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。心からお礼を申し上げます。

さて、農村では、過疎化、高齢化、担い手不足に加えて地域活力の低下など、農政課題が山積しており、農業政策を巡る先行き不安から状況が一段と厳しくなっている今日であります。

当改良区施設の老朽化も著しく進んでおり、維持管理にも経費的な面からも苦慮しておりますが、平成23年度から斎宮工区のパイプライン化事業を実施し、令和2年度に完成を見込んでおります。

又、下御糸工区では平成30年度より揚水機、用水路施設の老朽化によりストックマネジメント事業を実施しております。

私たちの地域は、国民生活に欠かすことができない安全、安心の出来る食糧を供給するとともに、豊かな自然環境を保全していき、生活に潤いと安らぎを創りだす源として、後世に引き継いでいかなければならないと考えております。

今後も持続可能で強い農業を実現していくため、農地の整備は必要、不可欠であり、常に施設を良好な状態に保つよう、維持管理を行っていくことが、これからの農業を支えていくものだと思っております。

農業を取り巻く環境は、大変厳しい情勢が続いておりますが、改良区として、現状を十分把握しながら、各種事業に取り組んでまいりますので、皆様方の限りないお力添えを宜しくお願い致します。

## 第15回 通常総代会

第15回通常総代会は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、出席者数を縮小し、書面議決を活用して、令和2年3月15日、明和町担い手センターにおいて開催しました。

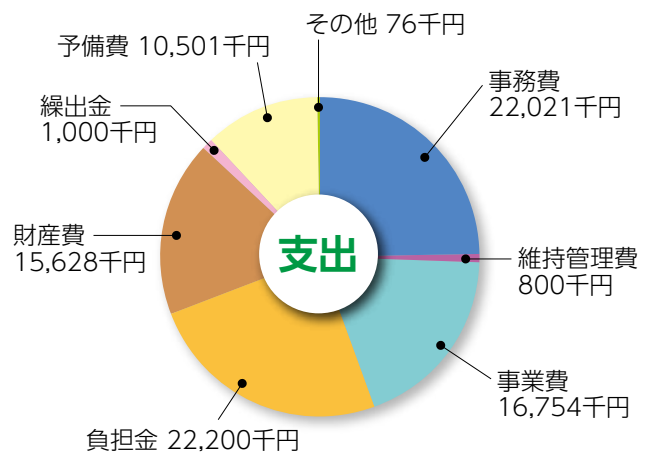
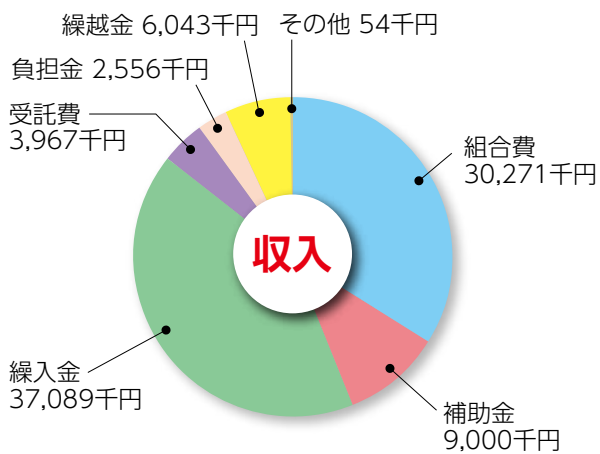
総代定数42名中、当日出席13名、書面出席28名により総代会が成立し、議長に潮田敬朗総代（上御糸）、議事録署名人に西井豊生総代（下御糸）、樋口文隆総代（斎宮）を選任後、議事に入り次の議案が審議され全議案原案どおり可決されました。

### ◆総代会 議事

- 第1号議案 平成30年度 事業報告の承認について
- 第2号議案 平成30年度 収支決算の承認について
- 第3号議案 平成30年度 財産目録の承認について
- 第4号議案 令和元年度 収支補正予算の議決について
- 第5号議案 令和2年度 事業計画の議決について
- 第6号議案 令和2年度 収支予算の議決について
- 第7号議案 令和2年度 賦課金及び徴収方法とその時期の議決について
- 第8号議案 令和2年度 一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第9号議案 令和2年度 金銭預入先金融機関の議決について
- 第10号議案 令和2年度 農地転用に伴う決済金の額の議決について
- 第11号議案 令和2年度 加入金の額の議決について
- 第12号議案 令和2年度 役員報酬、費用弁償及び総代費用弁償の議決について
- 第13号議案 定款の一部変更の議決について
- 第14号議案 役員選任規程（定款附属書）の一部変更の議決について
- 第15号議案 総代選挙規程（定款附属書）の制定の議決について
- 第16号議案 規約の一部変更の議決について
- 第17号議案 利水調整規程の制定の議決について
- 第18号議案 揚水機施設の財産譲受の議決について

## 令和2年度 一般会計予算

◆一般会計収支予算額……88,980千円



## 令和2年度 賦課金

令和2年度の賦課金は、第15回通常総代会において決定されました。

**経常賦課金** 田 1,500円/10a 畑 600円/10a 〈一般地区〉

- 特別賦課金**
1. 用水管理費 田 2,000円/10a 〈北藤原地区〉
  2. 事業賦課金 田 12,200円/10a 齋宮地区パイプライン事業  
〈上野地区、平尾地区〉
  3. 事業賦課金 田 940円/10a スtockマネジメント事業  
〈下御糸地区全体〉
  4. 事業賦課金 田 400円/10a スtockマネジメント事業  
〈下御糸地区内濱田追加分〉

■徴収時期 前期/令和2年6月25日納期 後期/令和2年12月25日納期  
(ただし、年額が10,000円以下の場合は前期に全額徴収させていただきます。)

■取扱金融機関 多気郡農業協同組合・百五銀行・第三銀行・桑名三重信用金庫・ゆうちょ銀行  
◇多気郡農業協同組合以外より振り込んでいただく場合、手数料が必要となりますが、手数料は各自でご負担ください。  
◇振替依頼の手続きをしていただいた組合員の方は納期日に指定の口座より引き落としさせていただきます。

■賦課基準 当改良区の土地原簿に令和2年4月1日記載されている農地

## 利水調整規程の制定・配水計画について

土地改良法の一部改正により、水需要の実態に応じた農業用水の適切な配分が行われるよう利水調整規程を定めました。下記の計画に基づき用水調整を行ってまいります。

### ◆明和土地改良区 配水計画

**櫛田川祓川用水** 櫛田川祓川沿岸土地改良区利水調整規程 配水計画による。  
(櫛田川祓川沿岸土地改良区の広報誌にてご確認ください。)

**宮川用水** 宮川用水土地改良区利水調整規程 配水計画による。  
(宮川用水土地改良区の広報誌にてご確認ください。)

**揚水機用水** 4月5日～8月25日

## こんな時は必ず届出を

農地の転用・移動は、土地改良区へ通知し手続きをして下さい。この手続きをされないと、従前の組合員の方へ賦課金がかかりますのでご注意ください。

### ●農地を転用する場合

農地を宅地へ転用、または公共事業により公共用地（道路・河川・公園・建物等）へ転用する場合は提出書類と転用決済金及び手数料が必要です。

**転用決済金 90円/m<sup>2</sup>**

### ●組合員の資格等に変更があった場合

農地を売買、相続、経営移譲、住所変更があった場合「農地得喪通知書」による書類提出の手続きが必要です。

## 明和土地改良区事務局の体制

■明和土地改良区事務局	事務局長	内山 理	むらおこし担当	長岡 千浩
	会計主任	荻田 雪恵		西山 仁美
	総 務	奥野みえ子		

お問い合わせは 明和土地改良区事務局 TEL **0596-55-8001** へ